

HCL information

新規検査項目のご案内

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、新たに下記項目の受託を開始することとなりました
のでご案内申し上げます。
当社におきましては、皆様のご要望に幅広くお応えすべく研鑽
を重ねてまいりますので、今後とも引き続きお引き立てのほど、
よろしく申し上げます。

敬具

記

- 検査開始日 : 2020年 7月 1日(水) 受付分～
- 新規受託項目 : 下記参照

検査項目名	スチレン代謝物
項目コード	1629
検査材料	尿 1mL
採血管	尿検査容器 (U1管)
検査方法	LC-MS
実施料	未収載
基準範囲	g/L ※合算値としての指標：生物学的許容値 0.43以下 (g/L)
結果報告	① マンデル酸 (MA) ② フェニルグリオキシル酸 (PGA) ③ 合算値 (MA+PGA) 上記3つの値をご報告いたします。(分布区分はご報告いたしません)
所要日数	5～6日
委託先	LSIメディエンス

<備考>

- ・採取日は連続した作業日の2日目以降。作業終了の2時間前に一度排尿し、その後は排尿せずに作業終了後に採尿したものを提出下さい。
- ・※生物学的許容値：0.43以下 (g/L) は、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度です。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

特定化学物質障害予防規則（特化則）が一部改正され、令和2年7月1日より施行されることとなります。特別有機溶剤に係る特殊健康診断の項目のうちスチレンの暴露状況を評価するための検査として、「尿中マンデル酸の測定」から「尿中マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」へ変更となります。

厚生労働省から以下の通知が出ていますので、ご参照下さい。

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における

「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特化則について改正を行うこととしたものです。

物質			改正後	改正前
スチレン	特化則・特有剤	一次健康診断	尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定	尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定

※特別有機溶剤（スチレン）における尿中マンデル酸記述箇所 抜粋